

令和8年5月15日

農 家 各 位

八幡市農業再生協議会事務局

経営所得安定対策等交付金のご案内について

平素は、八幡市農業再生協議会の運営にご協力をいただき、ありがとうございます。  
さて、本年度実施されます経営所得安定対策における交付金交付申請書等様式を掲載いたします。

「水田活用の直接支払交付金」(産地交付金)は、主食用米以外の販売用作物(野菜等、詳細は黄色のチラシを参照)を水田に作付けている方が対象です。

申請される方は、添付の資料等を参考に、交付申請書に必要事項を記入のうえ、関係書類を添えて6月30日(火)までに提出してください(※1)(※2)。

なお、令和8年度は、令和7年度と同様に交付対象水田に係る「5年水張りの要件」に一部変更(詳細は裏面を参照)がございます(※3)。

ご不明な点等につきましては、市役所農業振興課またはJA京都やましろ八幡市支店までお問合せください。

- (※1) 申請内容に基づき、後日必要書類(販売伝票の写し等)の提出をお願いいたします。
- (※2) 現地調査や書類等の要件確認により、申請内容と相違があった場合、国から交付金が交付されない場合がございます。
- (※3) 上記変更に伴い、後日書類(連作障害回避の取組を実施した作業日誌等)の確認を求めることがございます。

**提出期限：令和8年6月30日(火)**

<注> 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)を申請される方は、6月16日(火)までに提出してください。(なお、ナラシは認定農業者のみ申請可能。)

提出先：市役所農業振興課 または JA京都やましろ八幡市支店

【問い合わせ先】

八幡市農業再生協議会事務局

八幡市役所 農業振興課 山上 075-983-2703 (直通)
-------------------------------------

JA京都やましろ八幡市支店 075-981-1315
-------------------------------

裏面に続く

水田活用の直接支払交付金に係る5年水張り要件の変更と  
交付申請書の記入必須項目のご案内について

水田活用の直接支払交付金については、令和9年度以降、水田機能の有無ではなく、作物に着目した支援となるため、水田機能の確認を目的とした「水張りルール」は求めないこととなります。

これまでは、過去5年間連続して水稲の作付けが行われていない農地について、「たん水管理を1か月以上行い、かつ連作障害による収量低下が発生していないこと」が確認できれば水稲の作付けが行われたものとみなすとされておりましたが、令和7年4月より、「たん水管理を1か月以上実施、又は、令和7年度又は令和8年度において、連作障害を回避する取組を実施したこと」が確認できた場合、水稲の作付けが行われたものとみなされます（※）。

なお、上記変更に伴い、令和8年度の交付金交付申請におきましては、交付申請書の表面下段に記載されております、「③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況」欄の☑が必須となります。同封のパフレット「令和8年度経営所得安定対策等の概要」の様式第1号の参考「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認の上、交付申請書へのご記入をお願いいたします。

(※) 連作障害を回避する取組においては取組を実施した作業日誌等をお手元に保管いただき、後日確認が必要になった際はご提示いただきますよう、よろしくご願いたします。